

サッカー選手の登録と移籍等に関する規則 新旧対照表

現 行	改 定	備考
<p>サッカー選手の登録と移籍等に関する規則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 登録</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 総 則</p> <p>第 4 条 〔登録区分〕</p> <p>(2) プロ選手</p> <p>2. 選手は、前項に従いプロ選手又はアマチュア選手のいずれかとして本協会に登録しなければなら<u>ない</u>。なお、登録した選手は、本協会、FIFA、AFC及びEAFFの諸規則に従う。なお、プロ選手の契約、登録及び移籍等に関しては、「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」に従うものとする。</p> <p>第11条 〔登録有効期間〕</p> <p>1. 前条に基づく登録の有効期間は、毎年Jリーグ・JFLの第1種チーム及び所属選手は2月1日より翌年1月31日までの1年間、それ以外のチーム及び所属選手は4月1日より翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。</p> <p>第23条 〔プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合〕</p> <p>プロ選手がアマチュア資格を再取得するに際しては、如何なる対価も支払われないものとする。当該プロ選手がアマチュアとしての資格を再取得した後30ヶ月以内にプロ選手として再登録された場合には、当該選手の新たなチームは、本協会の規則に従いトレーニング<u>費用等</u>を支払うものとする。</p> <p>〔改正〕</p>	<p>サッカー選手の登録と移籍等に関する規則</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 登録</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 総 則</p> <p>第 4 条 〔登録区分〕</p> <p>(2) プロ選手</p> <p>2. 選手は、前項に従いプロ選手又はアマチュア選手のいずれかとして本協会に登録しなければなら<u>ず</u>、登録した選手は、本協会、FIFA、AFC及びEAFFの諸規則に従う。なお、プロ選手の契約、登録及び移籍等に関しては、「プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」<u>（女子のリーグに所属する選手については「女子プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」）</u>に従うものとする。</p> <p>第11条 〔登録有効期間〕</p> <p>1. 前条に基づく登録の有効期間は、毎年Jリーグ・JFLの第1種チーム及び所属選手は2月1日より翌年1月31日<u>までの1年間、WEリーグのトップチーム及び所属選手は7月1日より翌年6月30日</u>までの1年間、それ以外のチーム及び所属選手は4月1日より翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。</p> <p>第23条 〔プロ選手がアマチュア資格を再取得する場合〕</p> <p>プロ選手がアマチュア資格を再取得するに際しては、如何なる対価も支払われないものとする。当該プロ選手がアマチュアとしての資格を再取得した後30ヶ月以内にプロ選手として再登録された場合には、当該選手の新たなチームは、本協会の規則に従いトレーニング<u>補償金</u>を支払うものとする。</p> <p>〔改正〕</p> <p style="text-align: center;"><u>2020年11月19日（2021年2月1日施行）</u></p>	<p>女子プロサッカー選手規則制定に伴う修正</p> <p>WEリーグのトップチームの年度を追加</p> <p>FIFA規則に準じ、名称を「トレーニング補償金」に統一</p>